日 調 連 発 第 ５ ２ 号
平 成 ２ ４ 年 ６ 月 ６ 日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

住民票の写し等の第三者交付に係る登録型本人通知制度について（参考送付）

この度、栃木会から、別添のとおり標記制度が本年６月１日から栃木県栃木市で実施されている旨連絡がありましたので、参考までに送付します。

栃　調　第　１５　号
平成２４年５月３１日

日本土地家屋調査士会連合会
会長　竹内　八十二　　様

栃木県土地家屋調査士会
会長　高　村　利　夫

住民票の写し等の第三者交付に係る登録型本人通知制度について(通知)

平素は、当会の会務運営について、特段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記制度が本年６月１日から栃木県栃木市で実施される旨の通知が別紙のとおりありましたのでお知らせいたします。

なお、関東ブロック協議会長には、ブロック内各単位会に対し、ご通知いただけるよう同様の文書を通知済みでありますことを申し添えます。

栃市市第46号
平成24年5月21日

栃木県土地家屋調査士会　様

栃木市長　鈴木　俊美

登録型本人通知制度のお知らせ

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から、市政各般にわたり、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、本市では個人の権利の侵害を防ぐため、登録型本人通知制度を、別添の内容にて6月１日から実施することとなりました。

つきましては、本制度の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】
栃木市役所　市民生活課　戸籍チーム
電話　０２８２（２１）２１７３

登録型本人通知制度について

1．制度開始日　平成２４年６月１日

2．制度の概要

本市に本籍や住民登録がある（あった）方が事前に登録することにより、その方に係る住民票の写し等を、本人の代理人及び第三者に交付した場合に、事前登録をされた本人に交付したことをお知らせする。

3．制度の目的

（1）不正利用の防止

住民票の写し等が第三者に交付されたことを本人が早期に知ることができ、不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害防止につながる。

（2）不正請求の抑止

本制度が周知されることで委任状の偽造や不必要な身元調査等の不正請求の抑止につながる。

4・登録できる方

・栃木市の戸籍に記載されている（いた）方
・栃木市の住民基本台帳に記載されている（いた）方

5．登録期間　３年（引き続き登録を希望する場合は、更新が必要です）

6．該当の証明書

・住民票の写し（消除されたものを含む）
・戸籍の附票（消除されたものを含む）
・除籍謄本、抄本
・戸籍記載事項証明書（除かれたものを含む）
・住民票記載事項証明書（消除されたものを含む）
・戸籍謄本、抄本
・改正原戸籍謄本、抄本

7．本人に通知される内容

・交付した住民票の写し等の交付年月日
・交付した住民票の写し等の種別及び通数
・交付した住民票の写し等の交付請求者の種別